

「マイナ受付」ができる医療機関等では

マイナンバーカード又は健康保険証があれば

限度額適用認定証等の提示が不要です！

💡 限度額適用認定証等って何？

窓口でのお支払（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します

💡 「マイナ受付」とは？ 🐰

マイナンバーカードの保険証利用に必要となる顔認証付きカードリーダーを設置した医療機関等において、オンラインで保険資格の確認等を行うしくみです。健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードはもちろん、通常の健康保険証でもこのしくみを利用することができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法はこちら➔



💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

- ◆医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要でした。
- ◆限度額適用認定証等が一年を通して必要な方は、毎年8月に区役所での更新手続きが必要でした。

マイナンバーカード又は健康保険証の提示で

これからは

- ◆限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える支払いが免除されますので、区役所での事前手続きが必要ありません。

💡 どの医療機関が対応しているの？医療機関での手続きは？

対応医療機関は厚生労働省のホームページで公表されています。（エクセル、PDF形式）



対応医療機関には「マイナ受付」のステッカーが掲示されています



対応医療機関において、マイナンバーカード又は健康保険証を提示し、本人同意の手続きをすることで、限度額適用認定証等の提示が不要になります。

◆ご利用にあたっての注意事項◆

- ・「マイナ受付」を導入していない医療機関等では利用できません（順次利用範囲を拡大）
- ・直近12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- ・国民健康保険料に滞納がある場合は医療機関等で認定区分が確認できません（区役所にご相談ください）

大阪市 お問い合わせは 各区の 保険年金業務担当窓口 まで